## ◆新型コロナウイルス感染症対策のための登校判断について

以下の症状等がある場合には、登校を控えていただくとともに、学校へ連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、この場合は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規 定に基づく出席停止とし、欠席扱いになりません。

症 状 等		期間
本人が感染した場合		治癒するまでの間(医師の判断によ
		る)
本人に発熱等の風邪症状がある場		症状が改善されるまでの間
合		
本人が濃厚接触者に特定された場		保健所から指示された期間
合		
本人がPCR等の検査を受ける場		PCR等の検査の結果「陰性」が判明
合(接触者に特定された場合を含		するまでの間
む)		
同居者に発熱等の風邪症状がある		症状が改善されるまでの間
場合(当地域が感染警戒レベル 4 以上		
に指定された場合)		
同居者が	濃厚接触者に特定さ	PCR等の検査の結果「陰性」が判明
P C R 等	れた場合	するまでの間
の検査を	保健所の要請による	
受ける場	場合(接触者に特定	
合 (※)	された場合を含む)	
上記以外の場合は、登校可能です。		校可能です。

※ 同居者が P C R 等の検査を受ける場合とは、上の表に記載した場合であって、会社等において、職業上、定期あるいは逐次検査を行う場合は、これには当たらず、登校可能です。

上記のほか、感染の心配等がある場合には、学校へご相談ください。

また、感染者やその家族、医療従者等への差別や偏見、SNS などへの根拠のない不確かな書き込みは絶対にしないよう、改めてお願いいたします。